

東京都受動喫煙防止条例案に対する意見書

本日は大変お忙しい中、厚生委員会にてヒアリングの機会をいただき、誠に有難うございます。私ども東京都生活衛生同業組合連合会（飲食業7組合）は、受動喫煙防止対策を推進することは重要であると承知しており、異議を唱えるものではございません。

東京都生活衛生同業組合連合会としては、東京都とタイアップして今迄受動喫煙防止対策に取り組んでまいりました。その一例として、店頭表示の取組みについてご紹介をさせていただきます。2015年、東京都の依頼により、店頭表示ステッカー作成委員会に、東京都飲食業生活衛生同業組合・東京都ホテル旅館生活衛生同業組合が委員として参加、デザイン等の検討から組合員への配布まで幅広くご協力したところです。また、現在活用されている東京都ステッカーが作成される前は、私どもでも主体的に店頭表示ステッカーを作成、組合員に配布し取り組んでおりました。店頭表示の取組み開始当初の2011年、店頭表示普及率は低く約30%程度でありましたが、地道に各組合員へ啓発活動を行った結果、直近では約70%程度まで浸透しております。このように、店舗によって「禁煙・分煙・喫煙」の選択を行い、ステッカーの表示によりお客様へ入店前に喫煙環境をお知らせすることで、望まない受動喫煙を防止することができます。こうした取組みを通して、業界としては東京都に寄り添ってきたと考えております。

しかし、小池都知事が骨子案を4月20日に突如発表した内容には、私どもは大変驚きを隠せませんでした。各団体あるいは各地域の方々に、事前にヒアリングや説明がなぜなされなかったのか、今回寄り添っていただけなかったことは残念に思います。5月15日になって知事からヒアリングの機会がありましたが、その後も東京都からは寄り添っていただけず、6月1日には集団行進（いわゆるデモ）を新宿にて実施しなければならないほど追い込まれ、同日に公開質問状を提出しました。その回答も6月15日になってようやく届きましたが、私どもの実情や切実な思い・訴えを全く受け止めていただけず、非常に遺憾です。それどころか、ほとんど要望が反映されていない条例案が既に6月5日に上程されており、都民や都事業者の声を聴かない都知事・東京都の対応は理解できません。

このまま条例案が制定されますと、従業員を雇用している飲食店が全面禁煙となり、事業者は、従業員の解雇か禁煙かの選択を迫られることとなります。雇用確保にも甚大な影響が発生し、お客様ニーズにお応えすることができなくなります。また、私どもの組合員店舗は大半が狭小店舗です。原則屋内禁煙で喫煙専用室の設置しか認められない内容では、スペースの問題で喫煙室の設置ができず、これまた、お客様のニーズにお応えすることができなくなります。

また、風営法を遵守しなければならない東京都社交飲食業生活衛生同業組合・東京都料理生活衛生同業組合にとっては、仮に喫煙専用室を講じることで分煙が認められるといっても、施設内レイアウト変更は構造維持義務違反に抵触するため、構造変更申請が必要となり、現実的には大変難しい事情を抱えています。また、病院・学校等多くの公的機関が料亭や社交施設営業後にできた立地において、一定の距離の範囲内に該当しますと、そもそも免許の再取得が不可能になるなど、事業継続に関わる課題にまで影響を及ぼします。このように、一律的過度な条例が東京都において施行されれば、零細な事業者である私どもは、深刻な売上影響や廃業に追い込まれることは确实と危惧しております。

さて、小池都知事は6月8日の定例会見において、「諸外国の事例により売上に影響がない」「売上が増加した」等とお話しされました。しかし、そもそも諸外国と日本とは屋内外の喫煙環境が全く異なる中、禁煙法令で売上が下がったという諸外国の事例が多数あること、廃業された店舗には法令施行後の調査からは対象外となり厳しい生の声が全く伝わらないこと、更に、神奈川県受動喫煙防止条例による飲食店の売上減少事例に鑑みても、甚大なるマイナスの経済影響が出てくること、以上は明白です。更に、県境と接している都内各繁華街においては、都条例の適用を受けない近隣県の繁華街へ安易にお客様が流出し、甚大な売上減少が懸念されます。まさに国と都のダブルスタンダードによる混乱が避けられません。つきましては、本定例会において、実効性の高い受動喫煙防止対策の取組みが実現できるよう、慎重に検討していただけるものと信じております。

皆様方は、ご自身の選挙区の飲食店の店主、お客様に対し、本条例案の内容をご説明し、理解を頂くことは出来るのでしょうか？「個人的には飲食店の窮状には理解を示すけれど、厚生委員会として決めたことだから」等との言い訳を並べることは、断じて許されることではありません。厚生委員会に所属する先生方におかれましては、私どもの実状を斟酌いただき、東京都受動喫煙防止条例が一律的過度な内容とならぬよう、以下の要望事項に対するお力添えをいただきますよう切にお願い申し上げます。

1. 従業員が1人でもいれば、お店の選択を認めないとのことですが、仮に喫煙者の従業員の場合は、その定義は当てはまらないと考えます。同時に従業員が同意した場合も同様です。今回の条例制定に合わせ、その実効性担保の観点からもチェック体制をしっかりと進めると思われますが、そのような対応ができるなら、従業員同意のチェックも十分できると考えます。その体制がしっかりできれば、まさに従業員が納得の上、働くものであり、いわゆる本人の意に反し煙に晒されるといった受動喫煙は十分防げるものと考えます。以上の点から、「**従業員の同意が得られた場合は、店舗は『禁煙・分煙・喫煙』の選択を行うことが出来る**」旨、例外措置を講じていただくよう、切にお願い申し上げます。
2. 条例案における加熱式たばこの扱いは国と同等になっているとの報道があります。しかし、国では100㎡以下の飲食店については、対象外になっているが、都条例案では、面積に関わらず、従業員が一人でもいれば、加熱式用の室を整備しなくてはならない、とあります。各種報道、多くの議員が「加熱式は、国に合わせ緩和化した」との曲解がされていますが、我々が東京都へ連絡したところ、「事実上、国より厳しい」との明確な返答がございました。このように都も国法を上回る規制内容であることを認識しており、承服できません。**国の水準を上回る都条例案について、名実ともに国と同等の規制内容として頂くよう、切にお願い申し上げます。**

以上、7団体、約2万店の飲食店を代表し、要望を申し述べました。このままの条例案が施行されては、今迄受動喫煙防止対策に真摯に取り組んできた組合員に対して、私どもは全く説明ができません。本日のヒアリングが、厚生委員会における慎重な検討の一助となりますよう、そして内容を緩和化していただきますよう、切に宜しくお願い申し上げます。

2018年6月21日

東京都生活衛生同業組合連合会 飲食業7組合

東京都鮪商生活衛生同業組合

東京都麵類生活衛生同業組合

東京都中華料理生活衛生同業組合

東京都社交飲食業生活衛生同業組合

東京都料理生活衛生同業組合

東京都飲食業生活衛生同業組合

東京都喫茶飲食生活衛生同業組合